

# 七ヶ浜町農業委員会の委員（農業委員）の候補者 募集案内

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法が、これまでの選挙制及び選任制から、町長による任命制に変更されたことに伴い、以下のとおり、農業委員の候補者を募集します。

## 1 募集の内容

### (1) 定数 13人

- 定数は、町長が任命する農業委員の人数となります。  
詳細については、次頁の「6 選考方法」をご覧ください。
- 法令により、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

### (2) 農業委員としての任期

平成30年1月29日から平成33年1月28日までの3年間

### (3) 身分

七ヶ浜町の特別職の非常勤職員

### (4) 報酬

「七ヶ浜町特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支給

## 2 主な業務内容

- 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

## 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 4 推薦及び応募の方法

所定の届出書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、持参又は郵送により、七ヶ浜町産業課（農業委員会担当）まで提出してください。

##### (1) 届出書様式

- ・ 農業者が推薦する場合（一般推薦） 【様式第1号】
- ・ 農業者が組織する団体その他の関係者が推薦する場合（団体推薦）【様式第2号】
- ・ 自ら応募する場合（一般募集） 【様式第3号】

##### (2) 受付期間

**平成29年7月4日(火)から7月31日(月)まで【必着】**

受付時間：平日午前8時45分から午後5時15分まで

届出状況等により、受付期間を延長する場合があります。受付期間を延長した場合は、町ウェブサイトにてお知らせします。

##### (3) 募集案内及び届出書の入手方法

募集案内及び各届出書は、町ウェブサイトからダウンロードできるほか、庁舎2階の産業課（農業委員会担当）の窓口にも備え付けています。

#### 5 届出者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に届出者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

#### 6 選考方法

七ヶ浜町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）において、書類審査及び必要に応じて面接審査を実施します。

町長は、評価委員会の評価結果の報告を受けて、農業委員候補者を決定し、七ヶ浜町議会の同意を得たうえで、農業委員として任命します。

なお、面接審査を行う場合には、募集期間終了後、被推薦者及び応募者にお知らせいたします。

## 7 注意事項

- (1) 提出された届出書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

## 8 届出書の提出先及び問合せ先

〒985 - 8577

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

七ヶ浜町産業課（農業委員会担当）【庁舎 2 階】

電話 022 - 357 - 7444（直通）

町ウェブサイト <http://www.shichigahama.com>